

アリアーレ ビューティー専門学校 学則細則

(平成30年4月1日 改正)

アリアーレ ビューティー専門学校

アリアーレ ビューティー専門学校学則の細則

総則

1. 学生は常に自治の精神に徹し、徳性の涵養と知識技能の錬磨につとめると共に新時代の理容師又は美容師等の有資格者としての素質の修練につとめること。
2. 学生は、常に互譲の精神をもって和協一致すると共に諸規制を遵守し、違背なきようつとめること。

第1章 卒業に関する事項

第1条 卒業に必要な各課目の授業時間数等は学則のとおりとする。

第2章 授業等に関する事項

- 第2条 病気又は、やむを得ない理由により欠席又は遅刻したときは、その理由を明記し文書をもって届け出なければならない。
- 又、早退するときは、必ず事前に担任教員にその旨を申し出て許可を受け、後日（次の日）文書をもって届け出なければならない。但し、感染症（インフルエンザ、麻しん、おたふくかぜ、水疱瘡、風しん、肺炎等）での病気欠席は、医師の診断書を提出すること。その際、医師の治癒証明書または、診断書を提出した生徒のみ出席扱いとする。上記以外での病気（風邪など）、事故等での欠席は、医師の診断書が提出されても、欠課とする。
- 2 遅刻の連絡がない場合は登校を認めない。遅刻の連絡後、当該科目の開始時間に遅刻した場合は入室を認めない。但し、次の当該科目の開始時間より入室を認め、出席扱いとする。
 - 3 到着後、遅刻出席報告書に時間を記入してもらい、2階または3階ロビーで静かに待機する。
 - 4 公共交通機関（JR、名鉄、近鉄、地下鉄、バス）の遅れによって、やむを得ず遅刻する場合は、「延着証明書」を駅の改札口でもらい、担任に提出し、出席とみなすことができる。「延着証明書」の提出が無き場合は適用しない。
 - 6 台風等による休校は、午前6時現在、名古屋市（尾張東部）または生徒の住居地域に「気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）が発令されているときは休校とする。午前6時前に解除された時は授業を通常通り実施する。
 - 7 忌引による特別休暇は下記の通りとする。

父・母の服喪	7日間
兄弟姉妹の服喪	3日間
曾祖父母・祖父母の服喪	3日間
店主等の服喪	2日間

以上の場合は「忌引願」を提出すること。
 - 8 授業態度が不良、授業妨害と思われる行為は下校を命じることがある。
 - 9 授業中の携帯電話の使用や着信音が鳴り次第没収し、かつ当該

授業科目を欠課とする。充電行為も同様とする。

- 10 マンガ・音楽機器等の不要物の持ち込みは見つけ次第没収とする。また当該授業科目を欠課とする。
- 11 授業中の飲食は禁止。机上にも飲食物を置かないこと。
- 12 指定席以外への着席は発見次第、当該授業科目を欠課とする。また授業中、無断での退出（トイレ等）も同様とする。
- 13 授業中の以下の行為は、定期試験の点数から減点することがある。（無駄話、居眠り、授業準備不足及び課題未提出、態度不良）

（試験に関する事項）

第3条 定期試験は当該科目の開始時間に遅刻した場合は欠課となり受験できず、追試験を受けるものとする。また試験中、携帯電話等の着信音が鳴った場合も、当該試験科目は欠課となる。なお、再試験及び追試験に関しては全科目欠課とする。再試験及び追試験に関しては開始時刻の午前9時05分までに校内着を着て着席無き場合も全科目欠課とする。

- 2 各試験中において不正行為（カンニング）が1科目以上発覚した場合は、懲戒（留年）とする。

（再試験及び追試験料）

第4条 定期試験の結果、基準点に満たない者は、再試験を受けなければならない。

(1)	基準点（定期試験、再試験、追試験共）	1教科	60点以上
	再試験料	1教科	1,500円

を前納しなければならない。

(2) 定期試験を受けなかった者は、追試験を受けなければならない。

	追試験料	1教科	2,600円
--	------	-----	--------

を前納しなければならない。

- 2 再試験を欠席した場合はテスト補習をうけることができる。但し、再試験料を納めている必要がある。（テスト補習代は別途徴収する）
- 3 定期試験と追試験を欠席した場合は、単位修得が認められないため、留年とする。
- 4 定期試験かつ再試験または追試験共に基準点に満たない場合はテスト補習を受けなければならない。

（補習料及び延期料）

第5条 補習授業及び単位未修得者は、次の補習料及び卒業延期料等を納付しなければならない。

ただし、補習料・卒業延期料等は、原則として前納するものとする。

(1)	テスト補習料	1教科	3,700円
-----	--------	-----	--------

(2)	単位不足補習料	1時間当たり	3,900円
-----	---------	--------	--------

(3) 卒業延期料は当該年度の入学料の金額と同額とする。

(4) 卒業延期者の授業料は当該年度の授業料の額とする。

- 2 テスト補習は開始時間の午前9時05分までに校内着を着て受けること。遅刻・欠席の場合は単位認定ができないため留年とする。

(登下校に関する事項)

- 第6条 登校してから終業時刻まで外出はできません。但し、クラス担任が外出許可を出した場合はこの限りではない。
- 2 学校内や登下校時を含め、生徒、教職員、学校関係者には必ず挨拶をすること。
 - 3 終業後は、担任教員の許可を得た者以外は、全員下校しなければならない。
 - 4 バイク、車等の通学を禁止する。(通信課程を除く)
 - 5 バイク等を使用しての通学を発見された生徒は停学(3日間)とする。
 - 6 自転車での通学は学校指定の証明書を提出し、ステッカーを貼ること。
 - 7 通学中に自動車を使用する場合(自宅から最寄り駅)は届出を行い必ず有料駐車場に駐車すること。必ず自動車保険に加入すること。

第3章 入学・転学・

(入学試験)

- 第7条 校長は、第21条1項に定める入学願書書類等を提出した者について、次の各号に定める選抜試験を実施し、最終学校の調査書成績(評定平均値ならびに学習成績及び出欠席状況記載のもの)と合わせて、入学を許可する者を決定する。

- (1) 学科試験
- (2) 面接試験

(入学手続き)

- 第8条 入学を許可された者は入学許可の通知を受領した後、指定日までに保証人1名を定め、保証人が連署した誓約書に第31条に定める納入金を添えて校長に提出しなければならない。万一、定められた期限までに入学手続きを完了されない場合、校長は入学許可を取り消すことができる。

(保証人)

- 第9条 保証人は、父兄または親族等、独立の生計を営んでいる成年でなければならない。
- 2 保証人は、その保証する学生の身上に関する一切のことについて、責任を負うものとする。

(身上の移動)

- 第10条 保証人が身上の異動または住所の変更をしたときは、直ちに異動届を校長に提出しなければならない。
- 2 学生は、保証人がその資格を失い、または死亡したときは、直ちに他の保証人を定め、校長に届け出なければならない。

(転入および転学)

第11条 校長は、他の学校から転入を希望する者に対して欠員のある場合、選考のうえ入学を許可することができる。

2 校長は、他の学校に転出を希望する者に対して、正当な理由があると認められる場合、許可することができる。

(卒業認定の基準)

第12条 校長は、進級・卒業予定者中、認定会議において、成績不良者及び素行不良者または、学則等に違反した者を、校長が定める期間に当該教科科目の補習授業を受けさせなければならない。

2 ただし、甚だしく違反した者は、卒業を延期する。

(卒業延期)

第13条 卒業延期期間は、最大1年間とする。

2 卒業延期と認定された者は、その理由の如何を問わず、原則として、未修科目の単位を修得しなければならない。

3 卒業延期者に対しては、毎月末に卒業認定会議に名簿を提出し未修科目の履修を確認次第、卒業を認めることとする。

4 通信卒業延期者に対しては、翌年度通信通常授業においてのみ未修科目の履修を認め翌年度の単位補講での履修は認めない。

第5章 入学料・授業料等納付

(入学料・授業料)

第14条 本校の別科通信課程入学料・授業料等は次のとおりとする。

別科通信課程

入学選考料 15,000円

入学料 50,000円

授業料 10,100円(月額)

実習費 28,300円(年額)

施設協力費 1,000円(月額)

入学協力金 110,000円(入学時)

2 授業料等は、4月入学時、10月及び翌年3月、10月に納付するものとする。但し、教材費、諸費用は入学前3月に、また進級時4月に納付するものとする。別科通信課程は、10月入学時かつ卒業時までの4月及び11月に納入するものとする。

第6章 雑則

(校内清掃)

第15条 学生は、放課後必ず所定の校内清掃に当らなければならない。本校は、その職業教育の特質から清掃を重視する。

2 清掃用具は、必ず所定の場所に保管しなければならない。

3 清掃終了後は、その旨を担任教員に申し出なければならない。

4 可燃ごみ、リサイクル用紙、ペットボトル、空き缶、ピンは分別して捨てる事。なお、生ゴミ等は、個袋に包んでビニール袋に入れ、可燃ごみに捨てること。

(風紀規律)

第16条 学生は成年、未成年に限らず登下校時含め禁煙とする。(通信含む)喫煙が発見された場合、出校停止処分(3日間)で2回目以降からは、出校停止日数が1日ずつ延長になる。

2 履物は、校舎内にあっては許可されたものを使用すること。上履きは、理容師・美容師国家試験で使用できるものとする。

- 3 学校内においては指定された校内着を着用すること。
気温の差によっては、校内着を着用していることがわかるようにカーデガン等の薄手のものを校内着の上に羽織ってもよい。但し、マフラー、帽子等は着用禁止。
- 4 清掃をしないで帰宅した場合、その日の7限目の授業は欠課とする。また清掃状況を確認し不十分であれば、やり直しを指示することがある。
- 5 授業中、不必要なものを持ち込んだり、授業妨害等の行為を禁止する。
- 6 校内では名札を着用すること。名札は学生証になっています。
- 7 学生証は本校学生のみを証明するものです。常に携帯すること。なお、本人以外これを使用することはできません。
また、学生証の取扱いには注意すること。
- 8 万が一、学生証を紛失した場合は、始末書及び再発行代1,000円（消費税別）を納めること。
- 9 貴重品、また必要以上の金品、高価な靴は盗難防止のため、持参しないこと。学校での責任は一切負わない。

(学校施設及び使用)

- 第17条 授業以外に学校の施設及び備品を使用するときは、あらかじめ届け出て許可を受けなければならない。
- 2 落書等により、施設、備品を汚損し、若しくは定位置にある備品を許可なく持ち出してはならない。
 - 3 学校の施設、備品を破損したときは、速かに担任教員に届けなければならない。
担任教員は、そのときの事情によって弁償させることがある。
 - 4 校外へ外出しての食事は許可しない。（デリバリー等含む）
お弁当の取次販売を行うので、希望者は当日朝9時までに事務へ現金で注文すること。
 - 5 食事場所は各自の教室、2階及び3階ロビー、5階テラスとする。
未使用教室、実習室、廊下、階段、階段ホール等は飲食禁止。
 - 6 生徒のエレベーター使用は原則禁止とする。使用を発見した場合、当該科目又は、前後の課目のいずれかを欠課とする。但し特別な理由のある場合は、事前に申出て許可を得ること。
 - 7 保健室の使用は、担任に申出て使用許可を得る事。但し、使用時間中の授業は欠課とする。
 - 8 実習室は無断で使用しないこと。飲食の持込も禁止とする。
実習授業以外では、許可が出た場合のみ使用ができる。
 - 9 実習授業以外での相モデル技術は禁止する。
 - 10 実習椅子には、担当の先生の指示があるとき以外は座らない事。
 - 11 学校内外（備品・壁等）を破損、汚損させた場合は、ただちに報告すること。破損等させた生徒には弁償させることがある。

(学校施設及び使用)

- 第18条 学生証明は必ず携帯しなければならない。
- 2 学生証明を紛失したときは速かに届け出ると共に再交付を受けなければならない。
 - 3 退学、転学のときは、必ず学生証明を学校に返還しなければならない。
 - 4 本籍、住所、氏名を変更したときは、1週間以内に届け出なければならない。

(学級委員)

- 第19条 各学級ごとに学級委員若干名を選出するものとする。
- 2 学級委員選出は、学生の互選または、担任教員の指名によるものとする。

(懲戒)

- 第20条 学則及び細則を守らない者は、学校長が教職員会議の議を経て処分する。
- 2 学則及び細則を甚だしく守らない者は、学校長が教職員会議の議を経て嚴重処分する。

(表彰)

第21条 在学中に学業・課外活動・社会貢献等で優秀な成績・顕著な功績を修めた生徒を学則第19条に基づき下記表彰することがある。

- (1) 全国理容美容学生技術大会出場者
・技術系・デザイン系問わず出場者全員
 - (2) 愛知県知事賞推薦者（1名まで。該当者なしの場合もあり。）
・定期試験（2年生2学期まで）で平均90点以上および欠席時間20時間以内ほか
 - (3) 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団理事長表彰推薦者
（2名まで。該当者なしの場合もあり。）
・定期試験（2年生2学期まで）で平均85点以上および欠席時間50時間以内ほか
 - (4) 愛知県専修学校各種学校連合会長推薦者
・定期試験（2年生2学期まで）で平均90点以上および欠席時間20時間以内ほか
 - (5) 皆勤賞
・2年間欠席が皆無である者
 - (6) 精勤賞
・欠席3日までの者
 - (7) 学園功労者表彰
・学校生活、行事貢献等他の模範となる優良学生
- 2 上記（1）～（4）にあてはまる生徒は（7）の内容に準ずること。
3 上記（1）～（7）において重複して表彰を受けることはない。
4 上記（1）～（4）は通信生を除外する。
5 各教職員全員が候補者を推薦し選考するものとする。
6 前項に定める推薦は、原則として毎年10月1日までに行うものとする。
7 表彰は公正を期するため、教職員会議の議を経て決定しなければならない

第22条 この細則の変更は校長が教職員会議の議を経て行うものとする。

第23条 この細則は、昭和51年4月1日より施行する。

2. この細則は、昭和56年4月1日より1部改正する。
3. この細則は、平成元年4月1日より1部改正する。
4. この細則は、平成5年4月1日より1部改正する。
5. この細則は、平成7年4月1日より1部改正する。
6. この細則は、平成8年3月19日より1部改正する。
7. この細則は、平成10年4月1日より1部改正する。
8. この細則は、平成16年4月1日より1部改正する。
9. この細則は、平成17年4月1日より1部改正する。
10. この細則は、平成19年4月1日より1部改正する。
11. この細則は、平成19年4月5日より1部改正する。
12. この細則は、平成20年4月1日より1部改正する。
13. この細則は、平成22年4月1日より1部改正する。
14. この細則は、平成24年4月1日より1部改正する。
15. この細則は、平成26年4月1日より1部改正する。
16. この細則は、平成30年4月1日より1部改正する。

付 則

1. この学則は、昭和51年4月1日より実施する。
2. この学則は、昭和52年10月25日改正施行する。
3. この学則は、昭和53年4月1日（第19条）改正施行する。
4. この学則は、昭和54年4月1日（第19条）改正施行する。
5. この学則は、昭和54年5月5日（第2条）改正施行する。
6. この学則は、昭和56年4月1日（第4条1項）改正施行する。
7. この学則は、昭和61年4月1日（第19条入学料、授業料）(1) (2)の入学料は、昭和61年3月1日より改正施行する。
8. この学則は、昭和62年4月1日より改正施行する。（第19条入学料、授業料等）(1)、(2)の入学料は、昭和62年3月1日より施行する。
9. この学則は、昭和63年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、昭和63年3月1日より施行する。
10. この学則は、平成元年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成元年3月1日より施行する。
11. この学則は、平成2年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成2年3月1日より施行する。
12. この学則は、平成3年4月1日より改正施行する。（第6条、第7条別表、第19条）第19条(1) (2)の入学料は平成3年3月1日より施行する。
13. この学則は、平成3年10月1日より改正施行する。（第16条第1号様式）
14. この学則は、平成4年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成4年3月1日より施行する。
15. この学則は、平成5年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成5年3月1日より施行する。
16. この学則は、平成6年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成6年3月1日より施行する。
17. この学則は、平成7年4月1日より改正施行する。（第4条）
18. この学則は、平成7年4月1日より改正施行する。（第7条別表、第8条、第19条）第19条(1) (2)の入学料は、平成7年3月1日より施行する。
19. この学則は、平成8年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成8年3月1日より施行する。
20. この学則は、平成9年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成9年3月1日より施行する。
21. この学則は、平成10年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成10年3月1日より施行する。
22. この学則は、平成11年4月1日より改正施行する。（第20条）(1) (2)の入学料、授業料、実習費、施設費は、平成11年度入学生より適用する。

23. この学則は、平成12年4月1日より改正施行する。(第20条)(1)(2)の入学料、授業料、実習費、施設費は、平成12年度入学生より適用する。
24. この学則は、平成12年4月1日より改正施行する。(第21条)(1)(2)の入学料、授業料、実習費、施設費は、平成13年度入学生より適用する。
25. この学則は、平成14年4月1日より改正施行する。(第13条、第14条、第21条)第21条(1)(2)の入学料、授業料、実習費、施設費は平成14年度入学生より適用する。
26. この学則は、平成16年4月1日より改正施行する。(第1条、第3条、第4条、第7条別表、第14条、第18条第1号様式)
27. この学則は、平成18年4月1日より改正施行する。(第7条別表、第9条、第17条)
28. この学則は、平成19年4月1日より改正施行する。(第7条別表)
29. この学則は、平成19年6月1日より改正施行する。(第18条、第1号様式)
30. この学則は、平成21年4月1日より改正施行する。(第1条、第18条第1号様式)
31. この学則は、平成22年4月1日より改正施行する。(第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、第14条、第21条、第7条別表、第18条第1号様式)
32. この学則は、平成23年4月1日より改正施行する。(第7条別表、第14条3項、第4条第2項)
33. この学則は、平成23年10月1日より改正施行する。(第21条)
34. この学則は、平成24年4月1日より改正施行する。(第5条、第6条、第7条別表、第18条、第1号様式)
35. この学則は、平成25年4月1日より改正施行する。(第5条、第6条)
36. この学則は、平成25年10月1日より改正施行する。(第10条)
37. この学則は、平成26年4月1日より改正施行する。(第4条、第5条、第18条、第7条別表、第1号様式)
38. この学則は、平成26年4月1日より改正施行する。(第5条)
39. この学則は、平成27年4月1日より改正施行する。(第7条別表、第9条)
40. この学則は、平成27年8月1日より改正施行する。(第4条、第6条、第7条、第10条、第11条、第17条、第20条、第24条)
41. この学則は、平成28年4月1日より改正施行する。(第24条)
42. この学則は、平成27年4月1日より改正施行する。(第25条)
43. この学則は、平成29年4月1日より改正施行する。(第21条入学料・授業料)
44. この学則は、平成30年4月1日より改正施行する。(全面改正)